

# 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の一部改正について(案)

## 概要

- 今般、新型コロナウイルス感染症についてその感染の状況に鑑み、感染症法の枠組みにおいても、建物の立入制限等の措置や外出自粛等の要請等の更なる措置が可能となるよう(※)、所要の政令改正を行うこととする。
- また、生物テロ等の人為的な感染症の発生を防止するため、新型コロナウイルスについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の病原体等管理における分類を定めることとする。

※新型コロナウイルス感染症は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)において、「指定感染症」に指定(2/1施行)。また、同政令において、具体的に準用する感染症法上の規定についても定めている。

(参考)指定感染症: 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)

## 改正内容

### 1. 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)の一部改正

- 感染症法上の次の規定について、所要の読替えを行った上で、新型コロナウイルス感染症に適用することとする。
  - ・第31条 生活用水の使用制限
  - ・第32条 建物に係る措置(建物の立入制限等)
  - ・第33条 交通の制限又は遮断
  - ・第44条の2 実施する措置等に関する情報の公表
  - ・第44条の3 感染を防止するための協力(健康状態の報告、外出自粛等の要請)
  - ・第44条の5 都道府県による経過報告

### 2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号)の一部改正

- 新型コロナウイルスについて、感染症法第6条第23項第11号の規定により政令で定める四種病原体等に追加する。

## 施行期日(予定)

公布の日の翌日

## 感染症法に基づく主な措置の概要（政令による準用の有無）

	指定感染症	一類感染症	二類感染症	新型インフルエンザ等感染症
規定されている疾病名	新型コロナウイルス感染症	エボラ出血熱 ペスト ラッサ熱 等	結核 SARS 鳥インフルエンザ（H5N1）等	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ
疾病名の規定方法	政令 具体的に適用する規定は、 感染症毎に政令で規定	法律	法律	法律 発動は厚生労働大臣による公表
疑似症患者への適用	○	○	○ (政令で定める感染症のみ)	○
無症状病原体保有者への適用	○	○	-	○
診断・死亡したときの医師による届出	○	○	○	○
獣医師の届出、動物の輸入に関する措置	-	○	○	○
患者情報等の定点把握	-	-	△ (一部の疑似症のみ)	-
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○
健康診断受診の勧告・実施	○	○	○	○
就業制限	○	○	○	○
入院の勧告・措置	○	○	○	○
検体の収去・採取等	○	○	○	○
汚染された場所の消毒、物件の廃棄等、 死体の移動制限	○	○	○	○
ねずみ、昆虫等の駆除	○	○	○	△（※）
生活用水の使用制限	新たに適用	○	○	△（※）
建物の立入制限・封鎖、交通の制限	新たに適用	○	-	△（※）
発生・実施する措置等の公表	新たに適用	-	-	○
健康状態の報告、外出自粛等の要請	新たに適用	-	-	○
都道府県による経過報告	新たに適用	-	-	○

※ 感染症法44条の4に基づき政令が定められ、適用することとされた場合に限り、適用される。

黄：指定時に適用（2/1施行）

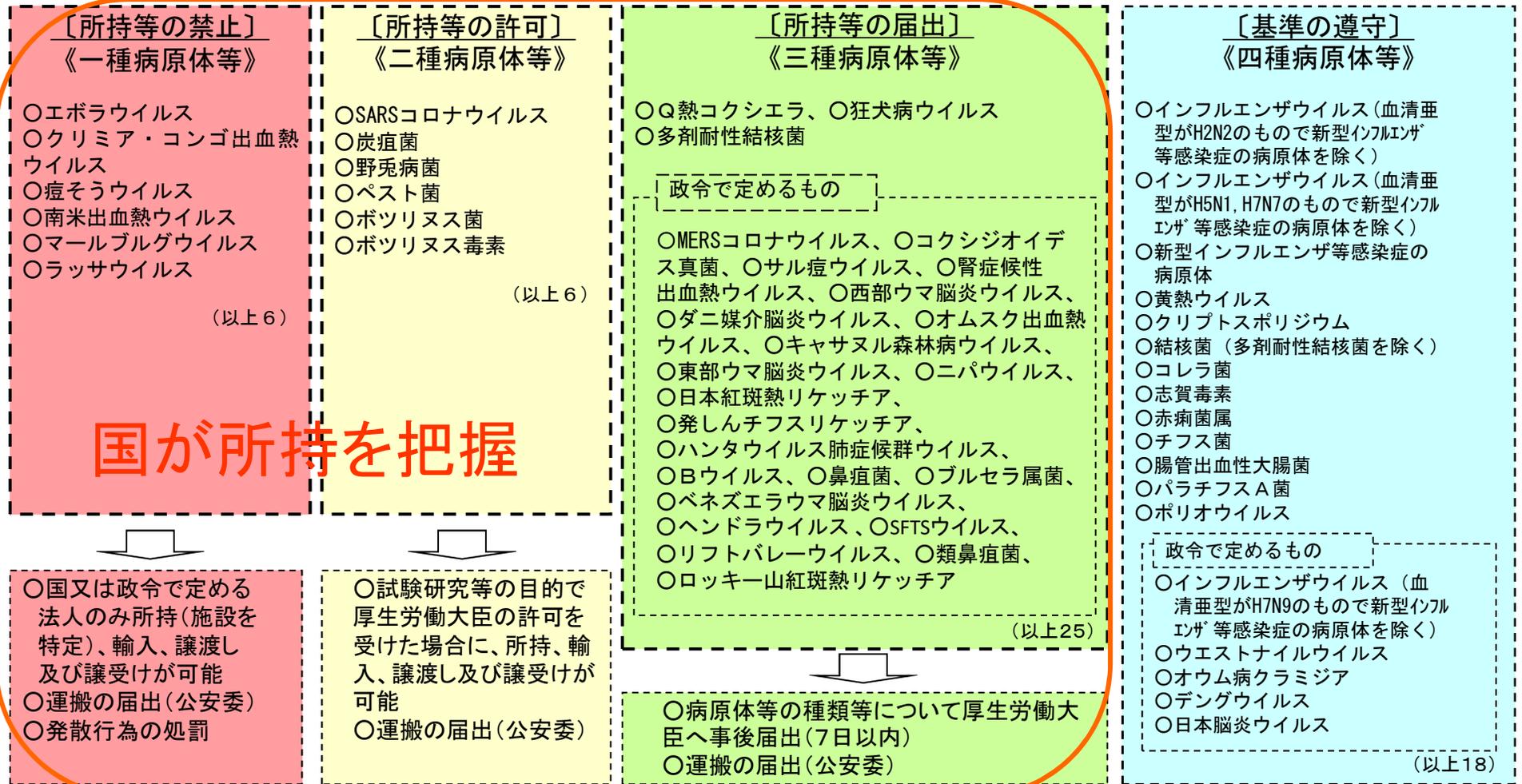
橙：改正時に適用（2/14施行）

桃：今回新たに適用

## (参考) 規制の対象となる病原体等の分類の考え方

分類	規制	分類の考え方
一種病原体等	所持等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、我が国に存在していないもので、治療法が確立していないため、国民の生命に極めて重大な影響を与える病原体。</li> <li>・国際的にも規制する必要があるとされ、BSL4での取り扱いが必要。</li> <li>・原則、所持・輸入等を禁止するが、国又は政令で定める法人で厚生労働大臣が指定したものが、公益上必要な試験研究を行う場合に例外的に所持等を認める病原体等。</li> </ul>
二種病原体等	所持等の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一種病原体等ほどの病原性は強くないが、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるもの。</li> <li>・近年テロに実際に使用された病原体等が含まれる。</li> <li>・許可制により、検査・治療・試験研究の目的の所持・輸入を認めるもの。</li> </ul>
三種病原体等	所持等の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二種病原体等ほどの病原性はない(死亡率は低い死亡しないわけではない。)が、場合により国民の生命・健康に影響を与えるため、人為的な感染症の発生を防止する観点から、届出対象として、その所持状況を常時把握する必要がある病原体等。</li> <li>・主に、四類感染症に分類される動物由来感染症の病原体が含まれる。</li> </ul>
四種病原体等	基準の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A型インフルエンザウイルスなど、病原体の保管・所持は可能であるが、国民の健康に与える影響を勘案して、人為的な感染症の発生を防止するため、保管等の基準の遵守を行う必要がある病原体等(我が国の衛生水準では、通常は死亡に至ることは考えられない病原体)。</li> <li>・所持者が使用、保管等の基準を遵守する必要がある病原体等。</li> </ul>

# (参考) 現行の病原体等管理規制における対象病原体の選定と分類



○病原体等に応じた施設基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準(厚生労働省令)の遵守  
 ○厚生労働大臣等による報告徴収、立入検査  
 ○厚生労働大臣による改善命令  
 ○改善命令違反等に対する罰則